

# 協働環境委員会会議録

令和元年5月22日(水)

(開会) 10:04

(閉会) 11:27

## 【 案 件 】

### 1. 議案第72号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

#### ○委員長

協働環境委員会を開会いたします。「議案第72号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○医療保険課長

それでは、「議案第72号 専決処分の承認」についての補足説明をさせていただきます。議案書の40ページをお願いいたします。議案書の40ページのほうがございますけれども、今回の説明に当たりまして、資料を1部提出させていただいておりますので、そちらのほうでちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

今回の専決処分につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。資料の1番の改正の内容につきまして、①基礎課税額分の賦課限度額の引き上げにつきましては、第3条第2項及び第24条において、基礎課税額分の限度額を、58万円から61万円に改めるものです。これによりまして、今回、据え置いております後期高齢者支援金分の限度額19万円と合わせ、80万円。さらに、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者を含む世帯におきましては、こちらも据え置いております介護納付金分の限度額16万円と合わせ、96万円ということになります。

次に、②均等割・平等割の減額対象範囲の拡大におきましては、第24条第2号の5割軽減の対象所得の算定につきまして、27万5千円を28万円に、同条第3号の2割軽減の対象所得の算定について、50万円を51万円にそれぞれ改めるものです。資料に軽減判定所得の早見表をつけさせていただいておりますけれども、4人世帯を例にとりますと、所得33万円を超え、145万円以下であれば5割軽減、145万円を超え237万円以下であれば2割軽減の対象となります。

次に、2番の改正による税額への影響につきまして、試算によりまして、①の限度額引き上げにつきましては、限度額を超過している世帯が15世帯減りまして、限度超過額が351万8143円減少しています。これがそのまま税額の増というふうになります。②減額対象範囲の拡大では、5割軽減の対象世帯が46世帯ふえまして、軽減額が220万5000円の増。2割軽減の対象世帯が41世帯ふえまして、軽減額が68万4580円の増となりまして、あわせまして、288万5080円の税収減となります。この税収減につきましては、一般会計からの繰入金で補填されることにはなりません。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○川上委員

おはようございます。今回の条例改正については、地方税法施行令の改正で、平成31年3月29日公布に伴うものということなんですけれども、この法改正は、どういう理由で行われたのかお尋ねをします。

#### ○医療保険課長

この法改正の内容につきまして、国民健康保険税の分について申し上げますと、限度額を引

き上げるということにつきましては、その趣旨というところが税収を確保するに当たって、高所得者のほうに少々ご負担をいただいて、中間層の所得者の方の負担を軽減するというような趣旨があるように聞いております。軽減世帯の範囲の拡大につきましては、これは国のほうで、軽減世帯の範囲につきましては、物価の上昇などを勘案しまして、軽減世帯の範囲が縮小しないようにというような配慮の上から、国のほうで範囲を決めて変更しているというふうに伺っております。

○川上委員

昨年、平成30年12月14日付で、平成31年度税制改正大綱が定められたんですね。その中では、今回の施行令改正と同じことが言われていると思うんですけど、その中では、国民健康保険税における負担の公平性を図るためということで、今度のことが盛り込まれているんですけど、先ほど、課長からお話がありましたけど、本市にその法を適用するというか、具体的に条例改正までもっていくことを、その段階で公平性というのが、国が考えている意味の公平性と、飯塚市民のための国民健康保険行政を進めていく上での、公平性というのが、かみ合わない面があるのではないかという心配をするわけです。それをお聞きする過程で、この賛否について検討していきたいと思うんですけど、まず、軽減措置の拡充なんですけれども、2割と5割軽減についてはあるんですけど、7割がないんですね。これはどういうことなんでしょうか。

○医療保険課長

7割軽減の条件につきましては、所得33万円未満ということでございまして、課税所得から33万円を控除して税率を出すところもありますので、所得がないという条件になっております。それでございまして、今回の改正の対象に入っておりませんので、当方としても改正はしておりません。

○川上委員

国民健康保険税は所得割でしょう。資産割を廃止したでしょう、平成30年から。それから平等割があって、均等割があるということになっているけど、7割軽減の対象の方も、所得がないのでというふうにおっしゃったんですけど、均等割、平等割はどうなりますかね。

○医療保険課長

今のは所得がない場合は、均等割、平等割がどうなるかという問いでしょうか。所得がない場合は、今言いました軽減対象になれば軽減額がかかりますけども、金額そのものは、改正等はございません。

○川上委員

つまり、均等割は医療保険分で2万1千円でしょう。それから、後期高齢者分で8100円でしょう。介護保険分で9100円でしょう。これが、所得のない方にもかかるということなんでしょう。そうですかね。

○医療保険課長

多少の軽減はございますけれど、ゼロになることはないです。賦課はさせていただきます。

○川上委員

かかるわけでしょう。ゼロになることはないというのはどういうことですかね。ゼロに近いということをおっしゃっているんですか。

○医療保険課長

ちょっと言い方がまずかったと思います。設定された金額がございまして、軽減対象になれば、その7割、5割、2割と軽減がありますけど、その金額を賦課させていただくというようなことになります。

○川上委員

平等割は医療保険分で2万3千円でしょう。それから後期高齢者分で8800円ね。それから、介護保険で6700円でしょう。この均等割についても、平等割についても、払わないといけ

ないでしょう、収入がない方も。やっぱりそうなのでしょう。大体平均でどれぐらいになりますか。

○医療保険課長

申しわけありません。今、数字を持ち合わせておりません。

○川上委員

それは出てくるんですか、少し待ったら。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再 開 10 : 18

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

それで今のは後で使いますので、探してください。それで、最も所得が低い人が、必ずしも生活にみんな困っているというわけでもないと思うんですね、貯蓄とかその辺の関係で言えば。しかし総体的に考えてみれば、所得がない人が、層が暮らしに困っていると、当然考えられるんですけど、そうした方々に対しても、多少のあれはあったとしても、先ほどから言っている数字の支払いを求めていくと。払わなければ滞納と、払えなければ滞納と、保険証も取り上げていくと。それで病院に行けないと、事実上はそうなっていくんですよね。なっているわけですよ。そうした中で、国が税制大綱の中で、昨年言った負担の公平性というのを言っているんだけど、公平性を図るために、今回の措置をとると言うんだけど、それで本当に公平性が確保されるというか、少なくともその方向に向かっているということかを、やっぱり考える必要があると思うんですよ。今、1つの例を挙げているんだけど、だとすれば、市が独自に減免制度を持っているでしょう。軽減というのは、国の法律に基づく措置でしょうから。それが公平性はいいじゃないですか、考え方としては。本当に役に立つ公平性なら、それが国のものでできにくいということであれば、市が条例で、その減免を、制度を拡充するということを考えられると思うんだけど、それについては、何か検討しましたか。

○医療保険課長

税の減免措置につきましては、所得が激減、退職とかリストラとかで所得が激減したり、そういった要件につきましては、いわゆる減免がよくありますけれども、現状、新しい分について特段検討はしてはおりません。

○川上委員

なぜ考えないんですかね。

○医療保険課長

現状、先ほど申しましたその所得が激減した場合でありますとか、災害に遭われた場合とか、そういった部分で、今、しておりますけど、減免という規定を設けておりますけれども、現状、特に今のところ、それでちょっと十分かどうかというのがありますけど、そうやって運用させていただくような形にはさせていただいております。

○川上委員

大きな貯蓄がなくて、所得がない方の場合の国民健康保険税の負担というのは大きいでしょう。大きいですよ。災害と同じよね。災害と同じなんですよ。生きていたら、ボンとくるわけだから、所得がなくても。おまけにそれが払えないということになってくると、保険証を取り上げるでしょう。現状では、国の特別な事情がある場合はということも考慮せずに、滞納ということになってきたら、もう一方的に差し押さえだの、それから保険証も渡さないし、何か通知見て驚いてきた人に対しては、幾らでもいいから払ってよと。そしたら、幾らだど。それじゃ足りませんかとか税務課のほうで言うわけでしょう。皆さん知らないわけですよ、そういうこ

とを税務課が言っているのを。だから保険証を取り上げられる、あるいは短期保険証、高齢で慢性の病気があっても国の通知に違反して飯塚市は無頓着に取り上げているでしょう。困ったことがあるんだったら、向こうから相談に、市民が来るでしょうみたいな感じではないでしょうか。資格証明書の発行についての国の最低限のルールにも、飯塚市は現状違反している状況があるんですよ。だから所得がないのに、国民健康保険税、重たいのを要求される災難と。それから保険証を取り上げられる。1年間通用する正規保険証取り上げられる、これは災難ですよ。これは、国民健康保険行政の中で、一番大きな不公正の幾つかの中に挙げられると思うんですけど、そういうふうにお考えになりませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:25

再 開 10:27

委員会を再開します。

○江口委員

今、川上委員のほうから、今回の条例の専決処分の承認議案の中で、減免であるとかに関して考えなかったのかという話がありましたが、私としては、今回の専決処分の承認については、あくまでも地方税法施行令の改正があつて、それに緊急に対処しなくてはならないから専決処分としてその部分だけをやらせていただくということなので、あくまでもその部分だけをいじったんだということだと理解しているんです。そういう形でよろしいんですよね。そうじゃないと、逆にこの専決処分で、減免の部分までやられると、逆に議会のほうとしては、それは専決処分すべきことではないですよという話をしなくてはいけなくなるんだと思うんです。あくまでも税法改正がありました。3月議会も終わってしまったという中で、緊急避難でやらなくてはいけないので、専決処分の承認なんだというのが、ずっと毎年やってきたことですよ。そういう理解なんです、それでよろしいでしょうか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

私が質問しているのは、今回、公平化を図るといふ国の考え方の中から今度の施行令の改正が出てきましたと。あなた方はそれに基づいて条例改正をしていくんですけど、公平性という点でいえば7割軽減対象のところ漏れているんじゃないかと気がつかないといけないでしょう、法の趣旨から言えば。そうしたら、この条例改正とあわせて、減免のほうの手当てについて考えるべきではなかったかと。考えてないと言われるんで、考えたらどうかと。最も厳しい状態に置かれている方たちに対して、階層に対して減免の拡充とか、考えられないのかというのをお聞きしたわけです。それ、答弁できませんか。

○医療保険課長

この軽減措置につきましては、法にのっとって実施させていただいているわけでございますけれども、法の規定によりますと2割、5割、7割というのは、枠組みは決まっているようでございますので、ちょっとこの分で割合をふやすとかいう、もしくは、全然全て減免するとかいうようなお話だろうと思うんですけど、ちょっとそれはできかねるような状況だと思います。

○川上委員

そんなこと言わないで考えてみたらどうですか、真剣に。公平化を図るといふわけでしょう。暮らしを守るとか、日本国憲法第25条ってあるじゃないですか。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」この権利を言っているだけではなくて、「国はす

べての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書いているでしょう。国の責任だと明確に言っているのに、国は今度のもので一番厳しい状態にあると思われる階層について、何ら手を打ってないんだから。今後も考えないでしょう、今の政権だと。考えていきますか、そういう方向できますか、国の流れは。

○医療保険課長

その内容につきましては、ちょっと私のほうから答弁は難しいです。

○江口委員

ではお尋ねします。今回の地方税法施行令の改正の中で、7割軽減に関する部分の改正はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○医療保険課長

7割軽減に関する部分につきましては、改正はございません。

○江口委員

2割軽減、5割軽減については、あるのでその部分だけをしたということでよろしいですか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで、国の公平化とか、理念とは別に具体的に法律がきて地方に条例改正を迫るような局面になったときに、議会も開かずに専決でいったわけだけど、今回。そのときに、国がそういうふうに理念を言うのであれば、そのところを地方自治体はどう酌み取っていくのかという考え方がいるでしょう、そのことを言っているわけです。

考えないというから、考えたらどうかと言っているんだけど、国の流れは県単位で広域化を図ってきて、今後6年の間に標準保険料率で事実上引き上げようとしているわけでしょう。飯塚市の場合は、例えば保険料率はどうなっているかという、医療分だと所得割が6.8でしょう。福岡県は、どこまで引き上げようとしているんですかね。7.35でしょう。今年度7.35で飯塚市はいったらどうですかと言っているじゃないですか。それから均等割、飯塚市はいま医療分2万1千円でしょう。福岡県は2万6047円と言っているんですよ。承知のとおりでしょう。平等割は2万3千円ですよ、現状。これを2万8237円にしようと言っているじゃないですか。これだけで幾ら上がりますか。これに後期高齢者分とか介護納付金分が加わってくると、5万円くらい上がるんじゃないですか、平均で、料率のことを考えたら。これは6年間サイクルでしょうから、これは今すぐ上げろと言っているのと余り変わらないんです。こういう住民負担を押しつけるやり方がきたときに、議会も開かずに、ああそうですかというふうにもたやるのかということをお心配するわけですよ、今回のあなた方のやり方を考えた場合。そのところをどう考えるか、聞かせてください。

○医療保険課長

税率でありますとか、均等割、平等割の金額につきましては、国保の運営協議会のほうにお諮りさせていただいて、答申を得て、それを参考にとということで改正をするような段取りで考えておりますけど、その場合は当然のごとく、議会のほうにお諮りして、条例改正をしていくようなことを考えております。

○川上委員

国が3月末とか、法改正がどんどん出てくるわけですよ。そうしたら、あなた方は専決でくるでしょう、今回やったように、いろんなことを。もう一つ聞いたのは、標準保険料率で事実上の引き上げ要求をしてくるでしょう。これに対して、今5万円くらい差があるんだから、引き上げてきているわけですよ、実際に、今も。これに対して、飯塚市が被保険者の状況を考えて、短期保険証とか資格証明書の発行、差し押さえ関係の通知の発行状況を考えて、これ以上

上げられないということで考えていくかどうか、今問われていると思うんですよ。国が決めたから、しょうがないからやったんです、やるんですというようなことでは、地方自治体としての面目がない。標準保険料率というのは、飯塚市が必ず従わなくてはならないようなものなんですか。

○医療保険課長

標準保険料率というのは、県のほうが示してまいりますけれども、県のほうに納める事業費の納付金、それを支払うに当たって、このくらいの税率もしくは均等割の額が必要であるというような数値になります。ただそれについては、あくまで参考でございますので、そのとおり従わなければならないというものでは、現状はございません。

○川上委員

現状はないというのはどういう意味ですか。これから起こり得るという意味。

○医療保険課長

すみません。これからどうなるという話はわかりませんので、ちょっと現状という言い方は取り消させていただきます。申しわけありません。

○川上委員

これからどうなるかわからないということはないんですよ。国保の都道府県化のもとでも、法令上は標準保険料率は参考値にすぎないということでしょう。自治体に従う義務はないんですよ。従う義務がないのに何で出すんでしょうね、福岡県は。国保の都道府県化が実施された後も地方自治の原則に基づいて、自治体の判断で繰り入れができるとか、そういうことは厚生労働省がたびたび議会でも、国会でも答弁しているんですよ。4年前も厚生労働省の保健局長が、「一般会計からの繰り入れをどうするかということについては、それぞれの自治体でご判断いただく」とか言っているわけですよ。だから、言わば国保会計に対して、飯塚市がどう責任を追うかについては、県とかがいろいろ言う筋合いがないということなんです。国も法定外繰り入れだって認めてきているわけです。現実には大半の自治体がやっているわけですから。そういう意味では、今はとか、よく先がわからないということはないんですよ。この標準保険料率に従う必要はなくて、飯塚市の実態に合わせて考えていっていいということになるわけだから、そういうことから言えば、あなた方が今度の専決処分を考える場合に、公平というのであれば、一番厳しい階層をどう手当てするかを考えていないというのは、余りに冷た過ぎるんじゃないかと思う。今後も考えないというような答弁だったけど、それは改めてもらえませんか。どう思いますか。（発言する者あり）

○委員長

質問委員に申し上げます。ただいまの質疑の内容につきましては、本議案審議の範囲を超えていると判断いたしますので、審議の範囲内での質疑をお願いいたします。

○川上委員

なんで超えているわけですか。委員長は、私の今の質問が審査の枠を超えているというわけ。そう考える理由は何ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：42

再 開 10：43

委員会を再開いたします。今回、この専決処分についての質疑でございますので、それを超えていると判断いたしましたので、注意を申し上げます。

○川上委員

今の質問に答えないのもおかしいけど、これが質問の枠から超えていますか。議案審査の枠から超えているか、ちょっと担当から答弁してください。

○医療保険課長

ちょっとその問いにはお答えをしかねます。申しわけありません。

○川上委員

こういう冷たい国保行政が飯塚市はずっと続いているわけですよ。保険証を市民に交付し、きちんと医療を受ける権利を受けられるようにする仕事と、税金を取る、取れなければ保険証を止めるという担当が違うでしょう。現実にはお金が払えなければ病院にかかれないという事態が飯塚市では続いているわけですよ。憲法25条の、先ほど読み上げましたけど、考え方とかみ合うんですか。ここから国が言っている公平化というものを考えないといけないわけでしょう。

そこで限度額のほうですけど、限度額引き上げの影響額について、資料に書いてありますけど、改正前が125世帯となっているけど、これはどういう意味ですか。限度額引き上げの影響額の①の表について、もう少し説明してもらえますか。

○医療保険課長

この限度額の引き上げの影響額のところの数字でございませけれども、改正前の58万円であったときに、計算値がこれを超えて、結果的に58万円になっている世帯数が125世帯。その分の限度を超過している額が6千万円少々ということでございます。改正後の110世帯につきましては、改正いたしまして限度額が61万円になっておりますけど、それになった上で、さらに限度額を超えていらっしゃる世帯が110世帯ということでございます。その限度の超過額が5670万円ほどというようになっております。一番右の欄は差し引き15世帯減りまして、超過額が350万円ほど減っていると。超過額が減っているということは、その分が新たに賦課されるというようなこととなりますので、税额的にはその同額がふえるというような試算になっております。

○川上委員

125世帯が限度額を3万円上げるんだけど、15世帯減るということなんですね。どうしてこういうことになるんですかね。

○医療保険課長

この減った15世帯と申しますのは、58万円から61万円までの間に計算値がなっていた世帯ということになります。ですので、この110世帯につきましては、引き続き限度額を超過していますが、3万円引き上げたことによって限度額に達しなくなった世帯が15世帯あるといったことでございます。

○川上委員

110世帯と言うんですけど、どういう階層というか、職種とかの方たちになるんですか、110世帯というのは。市議会議員とかどうなるんですかね。

○医療保険課長

職種等々につきましては、ちょっと情報がないんですけども、この新しい限度額を超過する所得につきましては、大体772万円ぐらいになりますので、給与収入に置きかえますと990万円ぐらい。公的年金に置きかえますと970万円ぐらいの収入になろうかと思っております。

○川上委員

その中で、要するに聞きたいのは、富裕層と呼ばれるようなところがあるのかと思うわけです。超大金持ち、そのところはどのような分布状態かとかいうのは調べてはないですか。

○医療保険課長

ちょっとその辺の調査はしておりません。

○川上委員

それはわからない仕組みですか。

○医療保険課長

今回の試算に当たりまして、集計作業をしておりますが、ちょっと個別の収入につきまして、調べられるかどうか、ちょっと今お答えが難しいです。すみません。

○川上委員

もうくどいように聞こえるかもしれないけど、公平化と言っているわけでしょう。先ほどは所得がない階層にもかかわらず均等割とか平等割で納税を迫られて、滞納したら保険証を取り上げられて病院に行けないで困っていると。そういう人は生活保護とは違うわけですからね。一方で、今聞いているのは、いくらでも余力があるという富裕層、そういったところはきちんと考えれば、もう少し公平という点で言えば、考え方があっていいのではないかと。また、その範囲に入っている今の人たちは、本当に担税能力があるのか、ないのか。最高限度額でいっている場合でも、飯塚の中小業者の皆さんとかは、消費税をまとめて払うのも大変だけど、国民健康保険税を払えなくて、もうどうしていいかわからないという人がたくさんおられて、その層のところをもう少し丁寧に見ないと本当に限度額を上げてよいかどうかよくわからないんじゃないかと思うんだけど。先ほどから言っているような富裕層という人たちが飯塚市にいれば、3万円ですか、どうぞと言うかもしれないけれど、なかなか見当たらないでしょう、飯塚。でも、法律でようかんを切ったみたいにくて本当よいか、そのところは考えたことがありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

議員が富裕層と言われた方々について、ちょっとその辺の定義あたりは、今のところ把握できておりません。それとすみません、先ほど7割軽減世帯の年平均というご質問ありましたが、ちょっと計算に手間取りまして、申しわけありません。7割軽減がかかった世帯で2人世帯の場合は年間3万4500円ほどの税額になります。月当たりですと2800円、12で割りますと2800円といった数字になります。

○川上委員

どちらから行こうかな。先ほどから質問している流れから言えば、本当に本市には、公平化を図らなければならないほどの富裕層は存在していないんじゃないかと。比較的余裕があるところからいただきましょうというようなことで限度額引き上げとか考えているようだけど、実はその層の人たちも基本的に暮らしが厳しい状況に置かれている人たちをターゲットにした限度額引き上げになってしまっているんじゃないのかということをお聞きしたんですよ。それをよく考えてないという答弁なんです。それで、こうなってくると公平化という名のもとに国が法改正を言ってきたんだけど、一番厳しいと思われる階層の人と、それから、ここはなんとか上げて大丈夫じゃないかと思われる階層のこともよくわからないという状況のまま、今度の専決が行われたということになっています。それでちょっと数字を確認する意味で先ほど質問した件ですけど、7割軽減の階層について平均ではどれぐらいの均等割、平等割になるのかというふうにお聞きしたところ、今2人所帯の場合はということでおっしゃったんですけど、平均ということでは幾らになるのか、お尋ねします。

○医療保険課長

今回の改正に当たって試算をさせていただく中で7割軽減の世帯の平均という数字が出ておりまして、年税額、5万3千円ぐらい、月当たりだと4400円ぐらいの金額がデータ上、出ております。

#### ○川上委員

その収入のない所帯からそれだけの税金を、公共料金じゃないでしょう、税金なんですよね。を徴収すると。払わなければ、法に基づいて処罰するというようなペナルティーをかけるというような状況になっているわけですよ。差し押さえだってするわけでしょう。保険証はやらないわけでしょう。こういう冷たい行政になっているわけですよ。一方で先ほど課長の答弁の中間層という表現がありました。本市の場合、5割軽減対象ないし2割軽減対象の階層の方たちというのは、本当にいわゆる中間層と呼んでよいのかと。ここでもないしここでもない、7割軽減対象でもないし、賦課限度額上げるところの対象でもないという、単なる中間という膨大な数になるんだけど、人数、世帯数になるんだけど、本市の市民の暮らしの状況から考えれば、そういうふう考えた場合、公平化という場合に2割軽減、5割軽減の階層の方たちに、軽減するのであればこのくらいの軽減でよいのかという疑問があるわけですよ。28万円、51万円と、対象を広げるという意味でですよ。広がった影響はここに書いてあります。5割軽減で影響が出るのは46所帯、それから2割軽減で影響があるのは41所帯ということでしょう。それによる税収の減少が288万5千円なんですよね。これは税金で一般会計から繰り入れて埋めましょうということでしょう。もっと埋めればいいじゃないかという考え方もあるはずなんです。288万円ですよ。もっと出せばいいじゃないですか。地方交付税の措置とかいうのもあるかもしれんけど、国の法改正によるものだから。そうすると国は、本気で公平化を図ろうとするならば、先ほど言った7割軽減対象階層、それから上のほうもあるんだけど、2割、5割の階層に対してもきちんとしっかりした手当をすれば、先ほど言ったような数字じゃなくて、もっと軽減ができるんじゃないんですか。その費用に対しても、本市の財政規模から言えば大したことないですよ。10倍したって3千万円にならないんだから。国の措置も一定あるでしょう。今回の法改正と条例改正はそういうふうに、中間層というのであれば、もっと分厚くすることができたのではないかと思うけど、皆さんどう思われますか。

#### ○医療保険課長

今回の軽減の範囲の拡大、被保険者1人当たりの所得の金額につきましては、これは地方税法施行令のほうに規定されている数字をそのまま使わしていただいて、改正させていただいているものでございます。ちょっとそれをふやすというような検討はいたしておりません。

#### ○川上委員

大体、なぜ28万円なのか51万円なのかというのを考える必要がありますよ。そうすると、この専決処分とあわせて、この件とあわせて、独自の減免の改正とかを考えるという発想になってくるでしょう。そもそも、2014年に全国知事会が国に対して、均等割の廃止を要求しているでしょう。赤ちゃんから後期高齢者手前の高齢者まで、生きていれば、生きていうだけで税金かけてくるんですよ。人頭税ですよ。これを廃止してかつ財源確保するために、国は1兆円を地方に財政支援するよという申し出をしているでしょう。飯塚市では10億円くらいになるでしょう。千分の1だとすれば。この数字は3月予算特別委員会の折かな、答弁があった、説明があった均等割廃止による世帯平均の税額のほぼ半分くらいになるんですよ。均等割を廃止しただけで、国民健康保険税は本市においては半額くらいになる。そう考えてみると国は、全国知事会から要望のあった均等割の廃止、1兆円の財政支援を5年たっても実行に移さないで、公平化とかいう言葉で均等割を維持し、若干対象枠を本市においては平等割もですけれども、先ほど数字がありました5割軽減階層では46世帯、それから、2割軽減対象では41世帯ですから、あわせて87世帯、少し軽減しましょうということで、いわばお茶を濁しているわけですよ。そういうことをあなた方はわかって、この専決処分だけをしたのかということをお聞きします。

#### ○医療保険課長

先ほど言われた全国知事会のほうで、以前から均等割の廃止の話は把握しておりますけども、

現状、御存じだと思うんですけど法的に均等割を廃止することができない状況であります。地方税法のほうで規定がありますので。ちょっとその部分、先ほど言われた分につきましては、地方税法の改正に基づいてしたというところが、実際でございます。

○川上委員

考えないという意味合いの答弁だと思うんですけど、考えてくださいよ。国が憲法第25条で責任を負っていること。それから、地方に対して、国保行政が適切に行われるように応援する責任があるわけですから、それとの関係で、国が今、どういう責任を果たそうとしているのか、あるいは果たさないでいるのか、あるいは、もっと厳しい状況に追い込もうとしているのか、この流れをしっかりと捉えて、そういう国の動向に対して、地方自治の名のもとに第2総合計画書き込んだでしょう。飯塚市地方自治の本旨は住民福祉の増進にあると。これを侵す流れが出てきたときには対決するしかないじゃないですか。あるいは、対決しきれない場合でも地方自治体の権限で住民を助けていくしかないじゃないですか。そういう仕事の仕方に流れを切りかえてもらいたいと思うんですよ。国が公平性、公平化と言うけれど、さまざまな政策の失敗によって、国民が苦しいような状況に追い込んでおいて、その中に所得の差があるのは当たり前ですよ、それでも。低いところに追い込んでおいて、その中で、それでもあなたのところはちょっと多いですよとかいうことで、公平化を図るというのは、本当の公平化でないでしょう。みんなのレベルを上げるのが仕事でしょう。どうしても公平化だと言うならね――。

○委員長

川上委員。質疑のほうをよろしくお願いします。

○川上委員

どうしても公平化と言うんだったら、国の政治のあり方と国民の暮らしのあり方のところを公平化を図ってもらいたいと。それで、今後、市長、副市長もいないけど、永岡部長、久家部長もかわり大きいと思うけど。国に対して全国知事会が要求した内容、我々飯塚市も支持するので、その方向で均等割を廃止して、こういうわずかな軽減の拡充ぐらいじゃなくて、そのものを廃止して、アメリカから押しつけられた軍用品を買うようなものじゃなくて、軍備増強じゃなくて、きちんと憲法第25条に沿った財政支援1兆円と言ってあるわけですから、やれというふうに飯塚市として国に意見を述べてもらいたいと思うけど、見解を聞きます。

○市民環境部長

鋭意、さまざまにご指摘をいただいておりますけれども、議員が言われるような今後のあり方についても、内部で検討はしてまいりたいと思いますけれども、均等割の廃止につきましても国の動きを注視しながら今後進めてまいりたいと思います。

○川上委員

全国知事会が、国に要求したんですよ。飯塚市は注視する程度でいいんですか。全国知事会の要求を支持して声を上げていってもらいたいというふうに求めます。きちんと、この私の提案ないし要求については、市長に伝えてください。別の機会にその内容について、またお尋ねしますので質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第72号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」に同意できない、反対の立場から討論を行います。まず、この条例改正は、昨年12月の国の税制大綱に基づいて、公正化という名のもとに、地方税法施行令が3月に確定したことから専決処分したということになっていきますけど、その内容については、確かに2割軽減層で

4 1 世帯、5 割軽減層において4 6 世帯が新たにというか、数的に対象がふえるということになりますけれども、それはそれとして重要なのだが、おもとにおいて、本当の公平という点では限度額の引き上げについても、本来、国保税を上げるべき対象の所得状況ではないと私は思うんです。そこのところをよく検討しないままのものになっている。本来、全国知事会が2 0 1 4 年に求めたように、均等割を廃止し、そして財政支援を地方に行うということこそ求められるのであって、飯塚市長は、全国知事会の国に対する要望の内容をしっかりと支持して、国に要求して、頑張るべきだと思います。当面、国民健康保険税の引き下げ、ないし減免制度の拡充をする必要があるということを示し述べて、反対討論とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

今回の専決処分については、あくまでも税制の改正に伴い、緊急避難的にやられたものであり、本来確かに税というものを考えると、専決処分になじむかどうかということに関しては考えるべきではありますが、現在のところ、毎年毎年ぎりぎりの段階で制度改正がなされ、議会のほうもそれを専決処分として、賛成をしてまいりましたことを考え合わせると、ここ、今回の部分はその部分だけになされていることについては妥当であると考えます。確かに川上委員の言われるような富裕層であるとか、そういった部分に関しては検討すべきことではあるかもしれませんが、その分については、特に専決処分すべきことではないと思いますので、現提案の専決処分の承認については賛成とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7 2 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は、次期定例会までといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は、次期定例会までとすることに決定いたしました。なお、本件につきましては、飯塚市議会会議規則第1 0 5 条の規定に基づき、議長に申し出いたします。

次に、所管事務の調査に係る資料を本日、サイドブックに配信しております。本件につきましては、次回、6 月5 日水曜日に予定しています閉会中の委員会において議題とし、机上調査をいたしますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。あわせて、この際、委員の皆さんにお願いいたします。スムーズな委員会運営とあわせ、執行部が質疑の内容を確実に把握して、的確な答弁ができますよう、質疑事項を事前に通告いただきますようお願いいたします。様式は後ほど事務局から配付させますが、事務局への提出期限を委員会開催日の1 週間前、5 月2 9 日水曜日、午後5 時までとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

これは、事前通告はしないでも、質問ができるということですよ。

○委員長

スムーズな委員会の運営におきましては、事前に通告していただいたほうがいいと思いますけれども。

○川上委員

通告をしなくても、質問はできますよねっていうことを確認しています。

○委員長

協力していただければなと思いますけども。今回のように——。

○川上委員

協力するとかしないとか、そういうことを言っているんじゃないくて、通告しなくとも質問できるよねっていうことを聞いているだけですよ。

○委員長

それはできます。いいですか。

以上もちまして協働環境委員会を閉会いたします。